

# 研究倫理誓約書

こども家族早期発達支援学会 御中

年 月 日

こども家族早期発達支援学会「学術集会」における研究発表に関して、以下の倫理綱領を遵守したことを制約します。

---

前文：こども家族早期発達支援学会は、その研究によって得られた知見を発達特性のあり方により生きにくさを抱えるすべての人々の尊厳の保持と自立及びその支援のために用いるよう努めるものである。

そのため会員は、人間の尊厳を尊重する立場に立脚し、自らの倫理的責任を自覚し、以下の綱領を遵守するものとする。

## 〈研究〉

- 第1条 会員は、自らの研究の遂行と報告の結果に責任をもたなければならない。
2. 会員は、その研究の遂行に際しては、研究対象とした人々の人権と尊厳の保持に留意し、個人的、組織的および
  3. 政治的な利得のためにこれを行ってはならない。会員は、その研究の遂行にあたって、データの改ざん、捏造あるいは他の研究成果の無断引用など、研究者としての倫理にもとる行為を行ってはならない。
  4. 会員は、既に公表された研究成果と重複するもの、また既に他機関にて発表したものを当学術集会にて発表してはならないし、本学会にて発表したものを他機関にて発表することも許されない。

## 〈基本的倫理〉

- 第1条 会員は、研究対象とする人々または関係者の心身に負担、または苦痛、不利益をもたらす研究を行ってはならない。

## 〈説明と同意〉

- 第2条 会員は、研究対象とした人々または関係者にその目的を告げて、十分な説明と同意を得たうえで、研究を遂行しなければならない。

## 〈秘密保持〉

- 第3条 会員は、研究成果の公表に際して、研究対象とした人々および関係者の同意を求めるとともに、研究対象とした人々が特定されないようにしなければならない。

## 〈倫理の遵守〉

- 第4条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違背することがないように常に心がけなければならない。
2. 会員は、違背の事実が確認された際には、倫理委員会の調査・裁定を受ける。

---

署名または記名捺印（連名可）

--

※ 連名発表の場合は、本紙コピーに各自署名も可。